

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 出 射 實 宮 本 英 美
由 喜 門 尊 藤 原 由 果 小 林 桂 治 石 黒 五 月
藤 原 和 正 久 山 英 之

欠席委員

大 森 茂 利

4. 農地利用最適化推進委員
服 部 千 敏 森 部 真 史 大河原 律 夫 佐 藤 辰 也
福 池 正 美 射 越 誠 一 山 本 祐 章

5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 青木 潔
事務局 坂本 隆也

6. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農地転用事業計画変更承認について
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第11回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。本日も寒い中、お越しいただきありがとうございます。お忙しい中多くのご参加、ご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお願ひします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、大森委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては藤原会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに久山委員、太田委員、よろしくお願ひします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町長浜■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山県倉敷市真備町■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜6878-27」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,076㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は69,364㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は市外に住んでおり、今後市内に移り農業を行う予定もない。そのため、譲受人へ農地を譲ることで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の森部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町福中■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。譲渡人「邑久町山田庄■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町宗三264-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,267㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は613,479㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも7名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は現在会社員で、今後も耕作を行う予定がなく、引き取り手を探していたところ、譲受人へ渡すことで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務

局と担当委員の佐藤委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井2087-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は203㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は13,336㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は高齢で今後耕作を行うことが困難となってきたため、譲受人が耕作を行うことで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町福岡■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「大阪府枚方市津田東町■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町福岡1062-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は813㎡。「長船町福岡1330-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は438㎡。「長船町福岡1331-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,

106㎡。「長船町福岡1333-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は817㎡。譲受人の農地までの距離は700m。耕作面積は208,091㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は県外に住んでおり、耕作、管理ができず、今後も市内へ帰り、耕作を行う予定もないことから、譲受人に譲ることで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「長船町八日市■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町長船■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町八日市183-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,246㎡。譲受人の農地までの距離は400m。耕作面積は5,129㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作

の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は高齢であり、以前より耕作をお願いしていた譲受人へ農地の譲渡を相談したところ、引き受けるとのことで、話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、森部委員より説明をお願いいたします。

森部委員 1番案件についてご説明します。譲渡人は市外に住んでおり、耕作、管理が出来ないことから譲受人へ譲渡すること。譲受人は、地域でも中心的な農家のため、特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番案件について、佐藤委員、申し上げます。

佐藤委員 2番案件についてご説明します。譲渡人は年々少しずつ耕作を行うことが困難となっていき、誰か代わりに耕作をしてくれる人を探していたところ、今回譲受人が見つかる。譲受人は他にも耕作をされていて当該地から家も近いとのことでお受けしたとのこと。特に問題ははありません。周辺農地への問題もないと思われます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番案件について、福池委員、申し上げます。

福池委員 3番案件についてご説明します。当該農地の面積は小さく、耕作をするのが困難であるため、隣接する農地の所有者である譲受人と一緒に

まとめて耕作をしてくれないかと相談したところ話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番、5番案件について、山本委員、お願いします。

山本委員 4番案件についてご説明します。これまで貸借関係を結んで耕作を行っていましたが、譲渡人も今後市内に帰ってくる予定もないことから当該農地を譲ってもらえないかと相談したところ話がまとまりました。特に問題はないと思います。次に5番案件についてご説明します。4番案件と同じく貸借関係であった農地についてこの度譲ってもらうとのことで話がまとまりました。特に問題はないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から5番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「長船町八日市■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町八日市256-4」。地目は「田」。面積は80㎡。転用目的は「通路」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■ ■円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地であります。

場所につきましては、資料7ページをご覧ください。市立行幸小学校から西へ約200mところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、1番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 1番案件についてご説明させていただきます。当該農地を通路として転用することに対して、牛窓町内会や周辺地権者からの同意もあり、排水等についても特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓40番地1 鉄工業 株式会社岡熔接所 代表取締役 岡 孝一」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■ ■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓40-3」。地目は「畑」。面積は163㎡。「牛窓町牛窓42-1」。地目は「畑」。面積は830㎡。転用目的は「露天資材置場」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■ ■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■ ■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料8ページをご覧ください。牛窓浄化センターから南西へ約140mところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町豊原117番地の1 不動産業 株式会社丸通地建 代表取締役 近藤 友一」。譲渡人「邑久町山田庄■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄1074-1」。地目は「田」。面積は1,086㎡。譲渡人「邑久町山田庄525番地 無職 堀野 満」。土地の所在地は「邑久町山田庄1075」。地目は「田」。面積は797㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「2階建 6棟 500.76㎡」建ぺい率は「26.60%」農地区分は第2種農地で米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■ ■円、借入金が■■ ■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■ ■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料9ペー

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、1番案件から3番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。

続きまして、第4号議案、農地転用事業計画変更申請承認について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料4頁目をご覧ください。第4号議案農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「邑久町尾張288番地2 不動産業 エステートプランニング株式会社 代表取締役 永山 弘之」。譲渡人「京都府亀岡市畑野町千ヶ畑■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師305-1」。地目は「畑」。農地区分は「農用地区域外」。当初事業計画は「転用面積 202㎡ 転用目的 建売分譲住宅 工事期間 令和2年11月25日から令和2年12月15日まで」。変更事業計画「転用面積 202㎡ 転用目的 露天駐車場 工事期間 令和3年2月15日から令和3年3月15日まで」。変更理由は「現在、近くの長船ちとせ幼稚園こども園が利用している園児保護者用駐車場が手狭となり、近隣のコンビニ駐車場を利用が増加している。この度、こども園より、当該地を保護者用駐車場として利用したいと申し出があり、建売分譲住宅よりも地域貢献ができると考え当該申請に至る」。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第4号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。

第4号議案農地法第5条許可申請について、1案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、承認とさせていただきます。
続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第5号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第5号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。3月の通常総会については3月11日木曜日に中央公民館で開催予定となっております。4月の通常総会につきましては、4月20日火曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度2月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年2月10日

議 長

署名委員

署名委員